

悪天候による警報発令下における対応について

悪天候による警報発令下における児童の通学について、安全確保を図る上から、昨年同様、下記のような措置を原則と致します。警報の発令をもとに、対応を各ご家庭で判断ください。

記

悪天候による警報発令下における対応

1 午前6時30分の時点で警報が発令されている場合

- (1) 午前6時30分の時点で、大雨、洪水、暴風、大雪、高潮のいずれかの警報が、県全域または、高松地域に発令されている場合。

↓

自宅待機

- (2) 午前8時30分の時点で上記の警報が継続されている場合

↓

臨時休業

- (3) 午前8時30分までに警報が解除された場合

↓

安全に留意しながら登校

給食を中止しますので、午前中授業（下校12:00）となります。

※ メール配信も行いますが、突然の警報発令、市内一斉送信によるメールの大幅な遅延等も考えられますので、あくまで補助的手段としてお考えください。掲示板にも情報を掲載しておりますので、ご活用ください。

2 午前6時30分の時点では警報が未発令であるが、午前中に警報の発令が見込まれる場合

- (1) 午前6時30～7時00分の間に、携帯メール連絡網等により、その日の対応を学校より連絡しますので、それまでは自宅待機させてください。